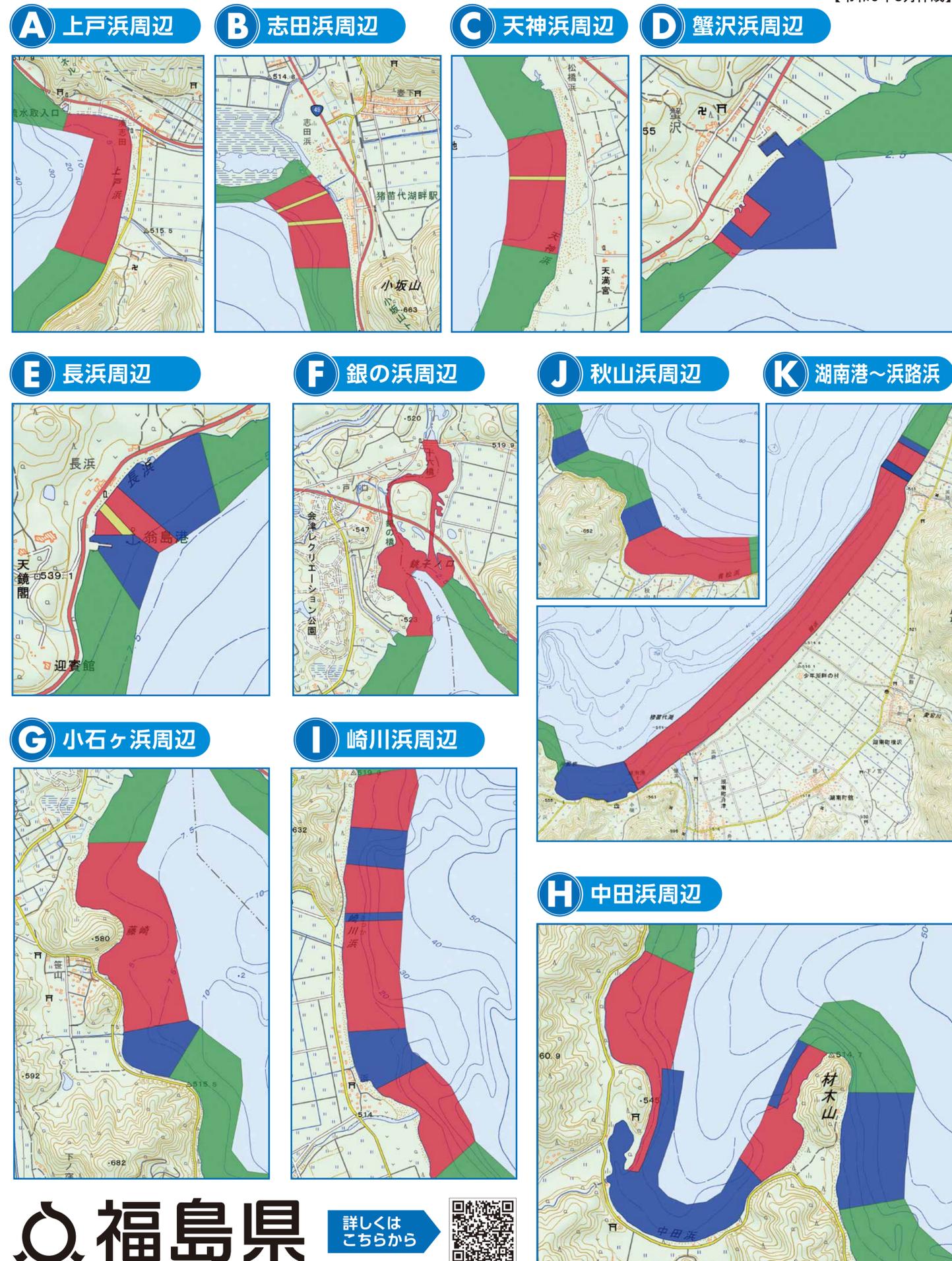
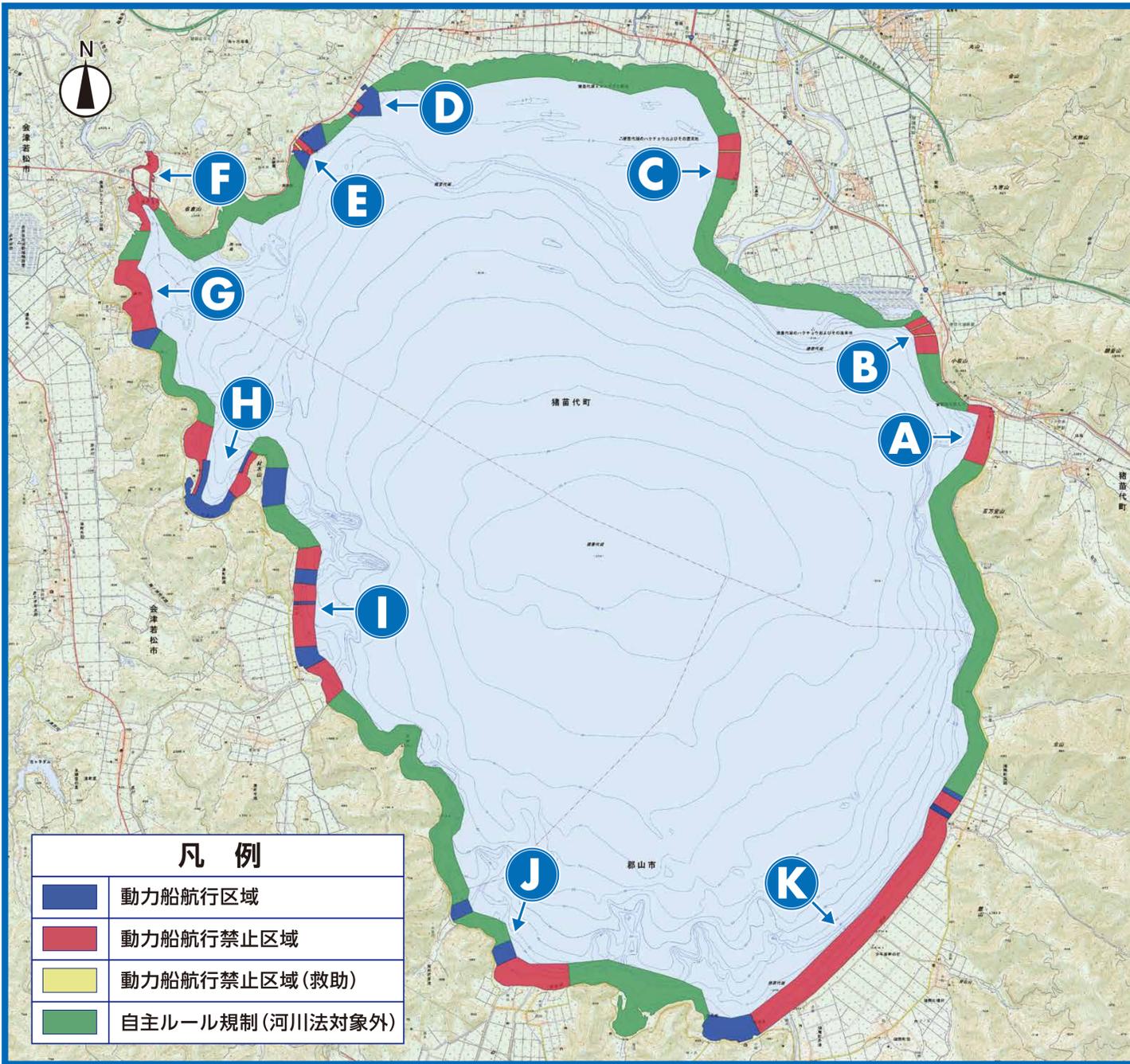


令和6年7月1日から猪苗代湖を利用する水上バイクやモーターボート等の航行区域が規制されます

【令和6年3月作成】



「河川法施行令第16条の2第3項」に基づく船舶の通航方法及び通航方法指定区域の指定

- ◎ 湖水を安全に利活用していただくため、河川法により、**水上バイクやモーターボート等の動力船**をはじめ、**カヌーや手漕ぎボート等の動力を持たない船舶(非動力船)**も含めた**すべての船舶**を対象に利用方法及び区域を定めておりますので遵守ください。
- ◎ 違反した場合は、**30万円以下の罰金**が科せられます。

- 動力船航行区域**：非動力船の航行を禁止する区域。動力船は徐行で航行可能。
- 動力船航行禁止区域**：動力船の航行を禁止する区域。
- 動力船航行禁止区域(救助)**：動力船の航行を禁止する区域。しかし、緊急時等は動力船が航行する区域。

※遊漁される方は、**A～C**の区域を除き、1～6月及び9～12月は遊漁ができます。

- ◎ の区域は、動植物の保全等の観点から遊漁される方を除き、自主ルールとして、船舶の航行を禁止しています。
- ◎ 規制の詳細な内容などは、右記より福島県土木部河川計画課のホームページで確認ください。

福島県

詳しくは
こちらから

